

## 函館市福祉有償運送運営協議会設置要綱

### (目的)

第1条 函館市における特定非営利活動法人等の非営利法人によるボランティア輸送としての有償運送(以下「福祉有償運送」という。)の必要性ならびにこれらを行う場合における安全性および旅客利便の確保に係る方策等を協議するため、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。)および運営協議会に関する国土交通省としての考え方について(平成18年9月15日付け国自旅第145号国土交通省自動車交通局長通知。以下「通知」という。)の規定に基づき、函館市福祉有償運送運営協議会(以下「運営協議会」という。)を設置する。

### (協議事項)

第2条 運営協議会は、通知に基づき、次の各号に掲げる事項について協議を行い、意見を取りまとめる。

- (1) 法第79条の規定に基づく福祉有償運送の実施に伴う登録に関する事項。(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録および法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録の申請を含む。)
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定に基づく合意の解除に関する事項
- (3) 福祉有償運送に係る地域内の必要性等に関する事項
- (4) 福祉有償運送に係る輸送の安全の確保および旅客の利便の確保等に関する事項
- (5) 福祉有償運送に係る輸送活動における利用者からの苦情、事故等に関する事項
- (6) その他、福祉有償運送に関する事項

### (運営協議会の構成)

第3条 運営協議会は、委員8人以内をもって組織し、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 社会福祉に関する学識経験者

- (2) タクシー等交通事業者代表者
- (3) タクシー等運転者労働組合代表者
- (4) 福祉有償運送の利用者代表またはその関係者
- (5) 地域ボランティア団体に所属する者
- (6) 高齢者団体に所属する者
- (7) 北海道運輸局函館運輸支局職員
- (8) 函館市職員

(会長および副会長)

第4条 運営協議会に会長および副会長各1名を置く。

- 2 会長および副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営協議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開催することができない。
- 3 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(任期)

第6条 運営協議会の委員の任期は2年とする。ただし、その再任を妨げない。

- 2 前項の規定に関わらず、本要綱施行後の最初の委員の任期は、平成18年3月1日から平成20年3月31日までとする。
- 3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより協議の妨げになると運営協議会が判断した場合は、非公開とすることができるものとする。

( 庶務 )

第 8 条 運営協議会の庶務は、福祉部介護高齢福祉課において処理する。

( 補則 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 1 8 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条の規定にかかわらず、この要綱に基づき最初に開催される会議は、市長が招集する。
- 3 この要綱は、平成 1 9 年 1 0 月 9 日から施行する。